２　人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれる。

Ｉ０２６　高気圧酸素治療（１日につき）　200点

Ｉ０２７　人工呼吸

１　30分までの場合　242点

２　30分を超えて５時間までの場合　242点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数

３　５時間を超えた場合（１日につき）　819点

注　使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測定若しくは非観血的連続血圧測定又は酸素吸入の費用は、所定点数に含まれる。

Ｉ０２８　削除

Ｉ０２９　周術期専門的口腔衛生処置（１口腔につき）　92点

注１　区分番号Ｂ０００－６に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅰ)又は区分番号Ｂ０００－７に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した入院中の患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、周術期口腔機能管理料(Ⅰ)又は周術期口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した日の属する月において、術前１回、術後１回を限度として算定する。

２　区分番号Ｂ０００－８に掲げる周術期口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、周術期口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した日の属する月において、月１回を限度として算定する。

３　周術期専門的口腔衛生処置を算定した日の属する月において、区分番号Ｉ０３０に掲げる機械的歯面清掃処置は、別に算定できない。

Ｉ０３０　機械的歯面清掃処置（１口腔につき）　68点

注１　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料又は区分番号Ｃ００１－３に掲げる歯科疾患在宅療養管理料を算定した患者のうち、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、歯科疾患の管理を行っているもの（区分番号Ｉ０２９に掲げる周術期専門的口腔衛生処置、区分番号Ｃ００１に掲げる訪問歯科衛生指導料又は区分番号Ｎ００２に掲げる歯科矯正管理料を算定しているものを除く。）に対して機械的歯面清掃を行った場合は、月１回を限度として算定する。

２　区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定するエナメル質初期う蝕加算、区分番号Ｉ０１１－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅰ)又は区分番号Ｉ０１１－２－２に掲げる歯周病安定期治療(Ⅱ)を算定した月は算定できない。

３　当該処置を算定した翌月は、算定できない。

Ｉ０３１　フッ化物歯面塗布処置（１口腔につき）

１　う蝕多発傾向者の場合　100点

２　在宅等療養患者の場合　100点

３　エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合　120点

注１　１については、区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料を算定したう蝕多発傾向者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月１回を限度として算定する。ただし、２回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行った場合に限り、月１回を限度として算定する。

２　２については、区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料を算定し、初期の根面うに罹患している在宅等で療養を行う患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に、月１回を限度として算定する。ただし、２回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行った場合に限り、月１回を限度として算定する。

３　３については、区分番号Ｂ０００－４に掲げる歯科疾患管理料（注10に規定するエナメル質初期う蝕管理加算を算定した場合を除く。）を算定したエナメル質初期う蝕に罹患している患者に対して、主治の歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士が、フッ化物歯面塗布処置を行った場合に月１回を限度として算定する。ただし、２回目以降のフッ化物歯面塗布処置の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して２月を経過した日以降に行った場合に限り、月１回を限度として算定する。

第２節　処置医療機器等加算

区分

Ｉ０８０及びＩ０８１　削除

Ｉ０８２　酸素加算

注１　区分番号Ｉ０２５からＩ０２７までに掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。

２　酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第３節　特定薬剤料

区分

Ｉ１００　特定薬剤　　薬価が40円を超える場合は、薬価から40円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数

注１　薬価が40円以下である場合は、算定できない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第４節　特定保険医療材料料

区分

Ｉ２００　特定保険医療材料　　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第９部　手術

通則

１　手術の費用は、第１節若しくは第２節の各区分の所定点数のみにより、又は第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　手術に当たって、第３節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合（別に厚生労働大臣が定める薬剤（以下この部において「特定薬剤」という。）にあっては、120点以上の手術又は特に規定する手術に使用した場合を除く。）は、前号により算定した点数及び第３節から第６節までの所定点数を合算した点数により算定する。

３　第１節に掲げられていない手術であって特殊な手術の費用は、同節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

４　区分番号Ｊ０１８、Ｊ０３２、Ｊ０３９、Ｊ０６０、Ｊ０６９、Ｊ０７０－２、Ｊ０７６、Ｊ０９６及びＪ１０４－２（注に規定する加算を算定する場合に限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

５　６歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して手術を行った場合は、全身麻酔下で行った場合を除き、次に掲げる点数を、それぞれ当該手術の所定点数に加算する。ただし、区分番号Ｊ１００－２の注１に規定する加算、通則第14号又は第15号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。

イ　手術（区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術を除く。）を行った場合　所定点数の100分の50に相当する点数

ロ　区分番号Ｊ０１３（１及び２に限る。）に掲げる口腔内消炎手術を行った場合　所定点数の100分の30に相当する点数

６　全身麻酔下で極低出生体重児、新生児又は３歳未満の乳幼児（極低出生体重児及び新生児を